

## がん性疼痛緩和指導管理料の見直し

骨子【Ⅲ－１（４）】

### 第１ 基本的な考え方

がん対策推進基本計画に基づいて、平成 29 年 6 月までに全ての医療従事者が受講することを目標として緩和ケア研修が実施されており、受講した医師が順調に増加していることから、がん性疼痛緩和指導管理料については、緩和ケアに係る研修を受けた医師が実施することを要件とする。

### 第２ 具体的な内容

現行のがん性疼痛緩和指導管理料 2 について、1 年間の経過措置を設けた上で、廃止する。

現 行	改定案
【がん性疼痛緩和指導管理料】（月 1 回）	【がん性疼痛緩和指導管理料】（月 1 回）
1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合 200点	がん性疼痛緩和指導管理料 200点
2 1 以外の場合 100点	（削除）

#### [経過措置]

現行のがん性疼痛緩和指導管理料 2 の規定については、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。